

# 第3次行革プランの変更について (平成28年3月改定)

財政フレーム	1
定員	8
給与(特別職、一般職)	9
仕事と生活の調和	12
事務事業(私立高等学校等生徒授業料軽減補助)	13
事務事業(高齢者大学運営事業)	15
事務事業(ふるさと創生推進費)	16
投資事業	17
青野運動公苑	19
企業庁	20
公社等(総括)	22
公社等((公財)兵庫県生きがい創造協会)	23
自主財源の確保(法人事業税超過課税、県民緑税)	24

第3次行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																				
5 平成30年度までの財政フレーム (P6 - P14)	<p>(1) 試算の前提条件 経済成長率 「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年2月公表)のうち「中期財政計画」を踏まえた経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>1.7</td> <td>2.7</td> <td>3.3</td> <td>3.1</td> <td>3.9</td> <td>3.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率を乗じないこととする。</p> <p>[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5カ年(平成21~25年度))]</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H21~H25平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国 A</td> <td>96.8</td> <td>101.3</td> <td>98.7</td> <td>100.1</td> <td>101.8</td> <td>99.8</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 B</td> <td>94.1</td> <td>103.7</td> <td>98.9</td> <td>99.6</td> <td>100.2</td> <td>99.3</td> </tr> <tr> <td>乖離 B/A</td> <td>0.972</td> <td>1.024</td> <td>1.002</td> <td>0.995</td> <td>0.984</td> <td>0.996</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳入 ア 県税等 平成26年度年間見込及び平成27年度地方財政対策を踏まえた平成27年度当初予算をもとに平成28年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値(1.1)を用いて算定 (ア) 所得課税・消費課税税目: 前年度年間見込額×経済成長率×1.1(弾性値) (イ) 上記以外: 前年度年間見込額×経済成長率 地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定 ・平成29年4月1日からの税率改定 1.7% 2.2%</p> <p>イ 交付税 平成26年度算定をもとに、下記により算定 (ア) 基準財政収入額 a 平成26年度: 算定額 b 平成27年度: 当初予算見込額 c 平成28~30年度: 前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算 d 地方消費税の改定に伴う増収額: 100%を算入</p>	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	名目経済成長率	1.7	2.7	3.3	3.1	3.9	3.5	3.6	区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H21~H25平均	全 国 A	96.8	101.3	98.7	100.1	101.8	99.8	兵庫県 B	94.1	103.7	98.9	99.6	100.2	99.3	乖離 B/A	0.972	1.024	1.002	0.995	0.984	0.996	<p>(1) 試算の前提条件 経済成長率 「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年1月公表)のうち、経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>3.1</td> <td>2.4</td> <td>3.9</td> <td>3.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率を乗じないこととする。</p> <p>[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5カ年(平成22~26年度))]</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H22~H26平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国 A</td> <td>101.4</td> <td>98.7</td> <td>100.0</td> <td>101.7</td> <td>101.5</td> <td>100.7</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 B</td> <td>105.1</td> <td>97.7</td> <td>99.3</td> <td>102.6</td> <td>102.7</td> <td>101.5</td> </tr> <tr> <td>乖離 B/A</td> <td>1.036</td> <td>0.990</td> <td>0.993</td> <td>1.009</td> <td>1.012</td> <td>1.008</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳入 ア 県税等 平成27年度年間見込及び平成28年度地方財政対策を踏まえた平成28年度当初予算をもとに平成29年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値(1.1)を用いて算定 (ア) 所得課税・消費課税税目: 前年度年間見込額×経済成長率×1.1(弾性値) (イ) 上記以外: 前年度年間見込額×経済成長率 地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定 ・平成29年4月1日からの税率改定 1.7% 2.2% 税制改正のうち、平成29年度以降に影響が生じる下記の改定については、見込んでいない。 ・平成28年度税制改正 消費税率(国・地方)10%段階において行われる地方法人課税の偏在是正(法人住民税交付税原資化の拡大、地方法人特別税・譲与税制度の廃止、法人事業税交付金の創設)等 ・平成29年度税制改正(見込) 県費負担教職員制度の見直し(給与負担等の指定都市への移譲)に係る個人住民税所得割の税源移譲</p> <p>イ 地方交付税等 平成27年度算定をもとに、下記により算定 (ア) 基準財政収入額 a 平成27年度: 算定額 b 平成28年度: 当初予算見込額 c 平成29年度~: 前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算 d 地方消費税の改定に伴う増収額: 100%を算入</p>	区 分	H28	H29	H30	H31	H32	名目経済成長率	3.1	2.4	3.9	3.5	3.6	区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H22~H26平均	全 国 A	101.4	98.7	100.0	101.7	101.5	100.7	兵庫県 B	105.1	97.7	99.3	102.6	102.7	101.5	乖離 B/A	1.036	0.990	0.993	1.009	1.012	1.008
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																															
名目経済成長率	1.7	2.7	3.3	3.1	3.9	3.5	3.6																																																																															
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H21~H25平均																																																																																
全 国 A	96.8	101.3	98.7	100.1	101.8	99.8																																																																																
兵庫県 B	94.1	103.7	98.9	99.6	100.2	99.3																																																																																
乖離 B/A	0.972	1.024	1.002	0.995	0.984	0.996																																																																																
区 分	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																	
名目経済成長率	3.1	2.4	3.9	3.5	3.6																																																																																	
区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H22~H26平均																																																																																
全 国 A	101.4	98.7	100.0	101.7	101.5	100.7																																																																																
兵庫県 B	105.1	97.7	99.3	102.6	102.7	101.5																																																																																
乖離 B/A	1.036	0.990	0.993	1.009	1.012	1.008																																																																																

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																						
<p>5 平成30年度までの財政フレーム (P6 - P14)</p>	<p>(1) 基準財政需要額                      a 公債費：毎年度の所要額を算定                      b 公債費以外                      (a) 平成26年度：平成26年度算定額                      (b) 平成27年度：当初予算見込額                      (c) 平成28年度～：平成27年度見込額に毎年度1.8%（人件費のペア及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率）を乗じて試算                      ・人件費ペア 0.7% ・社会保障関係費 1.1%</p> <p>c 消費税率引き上げに対する対応                      (a) 平成27年度分                      平成27年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上                      (b) 平成28年度以降                      平成27年度社会保障関係費充実分の当初予算額に、国・地方の社会保障関係費充実分の伸び率を乗じて試算                      （伸び率（財務省試算）H28:100%、H29:170.4%、H30:121.7%）                      [参考] 地方消費税率引き上げにおける収入割合（見込）[対象年度ベース]</p> <table border="1" data-bbox="617 913 1578 1018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.7%引き上げ分</td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>0.5%引き上げ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出                      ア 人件費                      (ア) 定 員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映                      (イ) 給 与：平成27年度当初予算をもとに試算                      給与抑制措置については、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小                      (ウ) ペア：平成28年度以降、経済成長率の概ね1/3とした率で算定                      (I) 定期昇給：平成27年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定                      (オ) 退職手当：平成27年度当初予算時における今後の定年及び勤奨退職者の見込数をもとに算定</p> <p>イ 公債費                      平成25年度発行実績及び平成26年度年間発行見込に基づく公債費見込額                      平成27年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上                      発行利率：「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年2月公表）における経済再生ケースの名目長期金利</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="507 1759 1537 1837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%	0.5%引き上げ分				30%	95%	100%	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	名目長期金利	0.4	1.2	1.8	2.3	3.0	3.5	4.0	<p>(1) 基準財政需要額                      a 公債費：毎年度の所要額を算定                      b 公債費以外                      (a) 平成27年度：平成27年度算定額                      (b) 平成28年度：当初予算見込額                      (c) 平成29年度～：平成28年度見込額に人件費の給与改定及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算                      ・平成29年度：1.0%（給与改定 0.4%、社会保障関係費 0.6%）                      ・平成30年度以降：1.2%（給与改定 0.6%、社会保障関係費 0.6%）</p> <p>c 消費税率引き上げに対する対応                      (a) 平成28年度分                      平成28年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上                      (b) 平成29年度以降                      平成28年度社会保障関係費充実分の当初予算額に、国・地方の社会保障関係費充実分の伸び率を乗じて試算                      （伸び率（財務省試算）H29:170.4%、H30:121.7%）                      [参考] 地方消費税率引き上げにおける収入割合（見込）[対象年度ベース]</p> <table border="1" data-bbox="1804 913 2766 1018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.7%引き上げ分</td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>0.5%引き上げ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出                      ア 人件費                      (ア) 定 員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映                      (イ) 給 与：平成28年度当初予算をもとに試算                      給与抑制措置については、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小                      (ウ) 給与改定：平成29年度以降、経済成長率の概ね1/3とした率で算定                      (I) 定期昇給：平成28年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定                      (オ) 退職手当：平成28年度当初予算時における今後の定年及び勤奨退職者の見込数をもとに算定</p> <p>イ 公債費                      平成26年度発行実績及び平成27年度年間発行見込に基づく公債費見込額                      平成28年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上                      発行利率：「中長期の経済財政に関する試算」（平成28年1月公表）における経済再生ケースの名目長期金利</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="1724 1759 2487 1837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.7</td> <td>1.4</td> <td>2.2</td> <td>3.2</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%	0.5%引き上げ分				30%	95%	100%	区 分	H28	H29	H30	H31	H32	名目長期金利	0.7	1.4	2.2	3.2	3.9
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																		
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%																																																																		
0.5%引き上げ分				30%	95%	100%																																																																		
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																	
名目長期金利	0.4	1.2	1.8	2.3	3.0	3.5	4.0																																																																	
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																		
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%																																																																		
0.5%引き上げ分				30%	95%	100%																																																																		
区 分	H28	H29	H30	H31	H32																																																																			
名目長期金利	0.7	1.4	2.2	3.2	3.9																																																																			

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																						
5 平成30年度 までの財政 フレーム (P6 - P14)	<p>発行年限：平成27年度発行において、超長期債から10年債へ発行額を500億円振り替え、金利を低減（毎年5億円程度）</p> <p>ウ 行政経費                      (ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額                      (イ) 所要額を個別に算定する事業                      a 社会保障関係費（国制度充実分）                      (a) 平成27年度：当初予算額を計上 平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本県見込額を計上                      (b) 平成28年度以降： 平成27年度の社会保障の充実に係る歳出額に、消費税率の引上げに伴う国・地方の社会保障充実の伸び率を乗じて試算                      [参考] 地方消費税増収分の使途（国・地方）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障関係費の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>2.3兆円</td> <td>2.8兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>170.4%</td> <td>121.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（財務省資料）</p> b その他の社会保障関係費及び個別算定事業 平成27年度当初予算額を発射台に直近の伸び率等を勘案して試算 (ウ) 施設維持費等その他の行政経費 平成27年度当初予算と同額 <p>エ 投資的経費                      (ア) 平成27年度から平成30年度までの通常事業費は、平成26年度の通常事業費を基本額とし、これに平成27年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。                      (イ) 平成28年度以降は、原則として平成27年度と同額とする。                      (ウ) 通常事業費                      事業費 = (通常事業費) × (H27 地財計画の投資水準の伸び率)                      国庫補助事業費 = 1,020 億円 × 99.1% = 1,010 億円                      県単独事業費 = 560 億円 × 99.0% = 555 億円</p> <p style="text-align: center;">H28 以降 原則として H27 と同額</p>	区 分	H27	H28	H29	H30	社会保障関係費の充実	1.35兆円	1.35兆円	2.3兆円	2.8兆円	対前年度の伸び率	-	100%	170.4%	121.7%	<p>発行年限：平成28年度発行において、超長期債から10年債以下へ発行額を500億円振り替え、金利を低減（毎年10億円程度）                      繰上償還：平成27年度 180億円（H29,30,31満期分）平成28年度 55億円（H31満期分）                      （後年度の公債費縮減） (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>繰上償還額</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>公債費減計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27：180億円</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>H28：55億円</td> <td>-</td> <td>18.5</td> <td>18.5</td> <td>18</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70</td> <td>88.5</td> <td>48.5</td> <td>28</td> <td>235</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 行政経費                      (ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額                      (イ) 所要額を個別に算定する事業                      a 社会保障関係費（国制度充実分）                      (a) 平成28年度：当初予算額を計上 平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本県見込額を計上                      (b) 平成29年度以降： 平成28年度の社会保障の充実に係る歳出額に、消費税率の引上げに伴う国・地方の社会保障充実の伸び率を乗じて試算                      [参考] 地方消費税増収分の使途（国・地方）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障関係費の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>2.3兆円</td> <td>2.8兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>170.4%</td> <td>121.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（財務省資料）</p> b その他の社会保障関係費及び個別算定事業 平成28年度当初予算額を発射台に直近の伸び率等を勘案して試算 (ウ) 施設維持費等その他の行政経費 平成28年度当初予算と同額 <p>エ 投資的経費                      (ア) 平成28年度から平成30年度までの通常事業費は、平成27年度の通常事業費を基本額とし、これに平成28年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。                      (イ) 平成29年度以降は、原則として平成28年度と同額とする。                      (ウ) 通常事業費                      事業費 = (通常事業費) × (H28 地財計画の投資水準の伸び率)                      国庫補助事業費 = 1,010 億円 × 100.8% = 1,020 億円                      県単独事業費 = 555 億円 × 101.2% = 560 億円</p> <p style="text-align: center;">H29 以降 原則として H28 と同額</p>	繰上償還額	H28	H29	H30	H31	公債費減計	H27：180億円	70	70	30	10	180	H28：55億円	-	18.5	18.5	18	55	計	70	88.5	48.5	28	235	区 分	H27	H28	H29	H30	社会保障関係費の充実	1.35兆円	1.35兆円	2.3兆円	2.8兆円	対前年度の伸び率	-	100%	170.4%	121.7%
区 分	H27	H28	H29	H30																																																				
社会保障関係費の充実	1.35兆円	1.35兆円	2.3兆円	2.8兆円																																																				
対前年度の伸び率	-	100%	170.4%	121.7%																																																				
繰上償還額	H28	H29	H30	H31	公債費減計																																																			
H27：180億円	70	70	30	10	180																																																			
H28：55億円	-	18.5	18.5	18	55																																																			
計	70	88.5	48.5	28	235																																																			
区 分	H27	H28	H29	H30																																																				
社会保障関係費の充実	1.35兆円	1.35兆円	2.3兆円	2.8兆円																																																				
対前年度の伸び率	-	100%	170.4%	121.7%																																																				

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																									
<p>5 平成30年度までの財政フレーム (P6 - P14)</p>	<p>(I) 別枠加算分                      a 災害関連等事業                      台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p> <p>b 緊急防災・減災事業費                      平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業の所要額（平成27～28年度：100億円/年）</p> <p>c 山地防災・土砂災害対策事業                      平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用し、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の取組み拡充の所要額（平成27～30年度：25億円/年）</p> <p>[ 各年度の投資事業費総額 ]</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="448 905 1525 1209"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国庫補助事業</td> <td>通常事業費</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,059</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,089</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県単独事業</td> <td>通常事業費</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>2,220</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>680</td> <td>680</td> <td>580</td> <td>580</td> <td>2,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,739</td> <td>1,690</td> <td>1,590</td> <td>1,590</td> <td>6,609</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 財源対策                      ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行                      ただし、県債残高を抑制する観点から、平成28年度以降の行革推進債の発行額は、平成27年度並の200億円を上限                      イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率（単年度）の目標の範囲内で活用</p>	区分		H27	H28	H29	H30	H27～30計	国庫補助事業	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040	災害関連等事業	49				49	小計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089	県単独事業	通常事業費	555	555	555	555	2,220	緊急防災・減災事業	100	100			200	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100	小計	680	680	580	580	2,520	合計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609	<p>(I) 別枠加算分                      a 災害関連等事業                      台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p> <p>b 緊急防災・減災事業費                      平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業の所要額（平成28年度：110億円/年）</p> <p>c 山地防災・土砂災害対策事業                      平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用した第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（平成26～30年度）の取組み拡充の所要額（平成28～29年度：25億円/年、平成30年度：15億円/年）                      平成27年度：事業実施条件の整っている箇所を前倒し実施（10億円）</p> <p>[ 各年度の投資事業費総額 ]</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1644 905 2605 1209"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H28～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国庫補助事業</td> <td>通常事業費</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>3,060</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,044</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>3,084</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県単独事業</td> <td>通常事業費</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td></td> <td></td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>695</td> <td>585</td> <td>575</td> <td>1,855</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,739</td> <td>1,605</td> <td>1,595</td> <td>4,939</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 財源対策                      ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行                      ただし、県債残高を抑制する観点から、平成29年度以降の行革推進債及び退職手当債の発行額は、平成28年度並の200億円を上限                      イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率（単年度）の目標の範囲内で活用</p>	区分		H28	H29	H30	H28～30計	国庫補助事業	通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060	災害関連等事業	24			24	小計	1,044	1,020	1,020	3,084	県単独事業	通常事業費	560	560	560	1,680	緊急防災・減災事業	110			110	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65	小計	695	585	575	1,855	合計	1,739	1,605	1,595	4,939
区分		H27	H28	H29	H30	H27～30計																																																																																																					
国庫補助事業	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040																																																																																																					
	災害関連等事業	49				49																																																																																																					
	小計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089																																																																																																					
県単独事業	通常事業費	555	555	555	555	2,220																																																																																																					
	緊急防災・減災事業	100	100			200																																																																																																					
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100																																																																																																					
	小計	680	680	580	580	2,520																																																																																																					
合計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609																																																																																																						
区分		H28	H29	H30	H28～30計																																																																																																						
国庫補助事業	通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060																																																																																																						
	災害関連等事業	24			24																																																																																																						
	小計	1,044	1,020	1,020	3,084																																																																																																						
県単独事業	通常事業費	560	560	560	1,680																																																																																																						
	緊急防災・減災事業	110			110																																																																																																						
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65																																																																																																						
	小計	695	585	575	1,855																																																																																																						
合計	1,739	1,605	1,595	4,939																																																																																																							

第3次行革プラン 新旧対照表

項目	現 行							変 更 後								
5 平成30年度までの財政フレーム (P6 - P14)	(4) 財政運営の目標							(4) 財政運営の目標								
	(単位: 億円、%)							(単位: 億円、%)								
	区分	H30年度までの見込み						H30年度までの目標	区分	H30年度までの見込み						H30年度までの目標
		H25	H26	H27	H28	H29	H30			H25	H26	H27	H28	H29	H30	
	収 支 均 衡	-	-	-	-	-	25	収支均衡 (歳入歳入対策後) 【改革期間後半】	収 支 均 衡	-	-	-	-	-	0	収支均衡 (歳入歳入対策後) 【改革期間後半】
	プライマリー バランス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	942	618	772	1,126	1,419	1,612	黒字 【毎年度】	プライマリー バランス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	942	940	754	937	1,225	1,373	黒字 【毎年度】
	実質公債費比率 (単年度)	(20.1%) 16.6%	(20.1%) 16.5%	20.9%	19.8%	17.9%	17.1%	18%水準 【H30】	実質公債費比率 (単年度)	(20.1%) 16.6%	(19.1%) 15.4%	19.2%	18.5%	17.2%	16.7%	18%水準 【H30】
	県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	91.9%	90.5%	88.4%	85.9%	82.3%	78.2%	H19の80%水準 【H30】	県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	91.9%	89.3%	87.9%	85.2%	82.2%	78.2%	H19の80%水準 【H30】
	将来負担比率 (震災関連県債残高 除き)	268.1%	275.7%	273.1%	265.0%	249.3%	233.9%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】	将来負担比率 (震災関連県債残高 除き)	268.1%	262.3%	268.2%	268.2%	259.2%	246.2%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】
	県債管理基金 活 用 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】	県債管理基金 活 用 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】
県債管理基金 積立不足率	(34.9%) 8.9%	41.1%	45.1%	43.9%	40.3%	31.6%	H19の2/3水準 (39.0%) 【H30】	県債管理基金 積立不足率	(34.9%) 8.9%	40.0%	40.3%	42.1%	40.5%	36.9%	H19の2/3水準 (39.0%) 【H30】	
経常収支比率	97.3%	96.5%	96.3%	96.3%	95.0%	93.5%	90%水準 【H30】	経常収支比率	97.3%	96.0%	96.5%	96.8%	96.1%	94.8%	90%水準 【H30】	
	1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。 2 経常収支比率は、臨時財政対策債の償還に係る公債費や社会保障関係費等の経常的経費の増加に伴い上昇する傾向にある。							1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。 2 経常収支比率は、国の経済・財政再生計画において、地方一般財源総額が平成28年度から平成30年度まで実質的に平成27年度までと同水準に据え置かれたことや、臨時財政対策債の償還に係る公債費及び社会保障関係費等の経常的経費の増加に伴い上昇する傾向にある。								

第3次行革プラン 新旧対照表

変更後

項目	(5) 財政フレーム(事業費ベース)																参考		
	(単位:億円)																31年度	32年度	
	区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	20~30計			
5 平成30年度までの財政フレーム (P6 - P14)	県 税 等	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	40,225	7,310	8,090	8,205	8,550	9,325	41,480	81,705	9,705	10,015	
	地方消費税率改定分									205	795	815	990	1,430	4,235	4,235	1,515	1,535	
	地方交付税等	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	28,110	4,655	4,330	4,205	4,330	4,155	21,675	49,785	3,960	3,965	
	国庫支出金	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	13,125	1,715	1,810	1,695	1,695	1,735	8,650	21,775	1,735	1,720	
	特定財源	3,920	4,090	5,870	5,980	5,400	4,340	4,200	29,880	3,485	3,150	3,880	3,885	3,870	18,270	48,150	3,815	3,775	
	起債	1,170	1,040	1,285	1,020	1,000	1,230	910	6,485	935	1,025	890	770	760	4,380	10,865	745	745	
	その他の一般財源	340	310	330	300	240	200	250	1,630	205	215	190	200	200	1,010	2,640	200	200	
	歳入計 A	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	119,455	18,305	18,620	19,065	19,430	20,045	95,465	214,920	20,160	20,420	
	人件費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	34,270	5,425	5,335	5,335	5,340	5,340	26,775	61,045	5,315	5,320	
	公債費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	16,300	2,895	2,955	2,825	2,875	2,930	14,480	30,780	2,990	3,040	
	臨時財政対策債分	165	200	230	300	335	360	360	1,785	450	515	585	645	715	2,910	4,695	785	860	
	その他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	14,515	2,445	2,440	2,240	2,230	2,220	11,575	26,090	2,210	2,190	
	県 税 交 付 金	2,070	1,970	990	870	830	840	930	6,430	1,005	1,415	1,380	1,475	1,725	7,000	13,430	1,745	1,920	
	地方消費税率改定分									105	395	405	495	715	2,115	2,115	730	820	
	行政経費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	53,155	7,580	7,395	8,105	8,325	8,455	39,860	93,015	8,510	8,535
		特財	3,400	3,720	5,340	5,620	5,210	4,170	3,775	27,835	3,220	2,850	3,545	3,530	3,520	16,665	44,500	3,520	3,525
	社会保障の充実分等	総額								90	450	445	670	765	2,420	2,420	765	765	
	投資的経費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	14,030	1,890	1,900	1,740	1,605	1,595	8,730	22,760	1,580	1,580
		起債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	6,460	935	1,025	890	770	760	4,380	10,840	745	745
		補助事業	総額	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255	8,425	1,020	1,110	1,045	1,020	5,215	13,640	1,020	1,020
			起債	500	470	720	600	570	820	555	3,735	440	480	455	445	2,265	6,000	445	445
	単独事業	総額	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895	5,605	870	790	695	585	575	3,515	9,120	560	560
		起債	670	570	540	420	440	410	355	2,735	495	545	435	325	315	2,115	4,850	300	300
	新規事業枠分	0	(10)	(20)	(30)	(30)	(30)	(30)	(150)	(35)	(35)	(35)	(35)	(35)	(175)	(325)	(35)	(35)	
	歳出計 B	20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	20,260	19,590	124,180	18,795	19,000	19,385	19,620	20,045	96,845	221,025	20,140	20,395	
	収支不足額 A - B C	1,280	1,105	850	755	770	650	610	4,740	490	380	320	190	0	1,380	6,120	20	25	
	財源対策額 E + F + G D	1,280	1,105	850	755	770	650	610	4,740	490	380	320	190	0	1,380	6,120	0	0	
	退職手当債の発行 E	370	430	300	250	250	250	200	1,680	200	200	100	100	0	600	2,280	0	0	
行革推進債の発行 F	290	350	240	250	250	100	170	1,360	125	150	100	90	0	465	1,825	0	0		
県債管理基金の活用 G	620	325	310	255	270	300	240	1,700	165	30	120	0	0	315	2,015	0	0		
最終収支 C + D H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	25		

1 臨時財政対策債、減収補填債は、地方交付税等欄に計上  
 2 災害復旧事業は除く  
 3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある  
 4 平成25~26年度の歳入の起債欄及び投資的経費・単独事業の起債欄には、地域の元氣臨時交付金を含む  
 5 新規事業枠分の( )書きは行政経費の内数

第3次行革プラン 新旧対照表

項目	変更後															参 考		
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20～25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26～30小計	30-19	31年度	32年度	
5 平成30年度までの財政フレーム (P6 - P14)	【財政運営目標等の見通し】 (単位:億円)																	
	区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20～25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26～30小計	30-19	31年度	32年度
	プライマリーバランス	226	40	236	809	682	696	942	-	940	754	937	1,225	1,373	-	1,599	1,432	1,382
	実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	(19.5)	(19.4)	(20.1)	-	(19.1)	19.2	18.5	17.2	16.7	-	2.2	17.9	17.8
	震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	12.9	10.9	11.3	-	10.5	12.9	14.3	13.5	14.3	-	0.7	13.9	14.7
	実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.0	(20.5)	(19.5)	(19.6)	-	(19.5)	(20.2)	(19.4)	18.3	17.5	-	2.7	17.3	17.5
	震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	14.3	12.8	11.7	-	10.9	11.6	12.6	13.5	14.0	-	0.8	13.9	14.3
	県債発行額	1,883	1,853	1,790	1,495	1,608	1,520	1,260	-	1,284	1,377	1,090	959	759	-	1,124	744	744
	県債残高	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	39,825	-	40,442	40,893	40,851	40,560	39,932	-	6,340	39,208	38,523
	臨時財政対策債、減収補填債75%分除き	33,592	33,651	33,547	32,975	32,392	31,766	30,855	-	29,998	29,533	28,630	27,596	26,276	-	7,316	24,980	23,775
	県債残高(震災分)	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	-	5,303	4,851	4,386	3,999	3,629	-	4,831	3,250	2,881
	県債残高(臨財債等除き) / 標準財政規模(倍)	3.0	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	-	2.8	2.7	2.6	2.4	2.3	-	0.7	2.1	2.0
	将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	-	333.0	332.2	327.3	312.2	294.3	-	67.4	281.4	268.8
	震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	268.1	-	262.3	268.2	268.2	259.2	246.2	-	26.1	237.9	228.8
	県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	(3,040)	(3,477)	(4,090)	-	3,762	3,524	3,455	3,724	4,269	-	2,402	4,542	5,172
						3,530	4,667	5,720	-						-			
	県債管理基金ルール積立額	870	1,054	1,159	1,296	1,353	1,446	1,358	-	1,289	1,233	1,201	1,436	1,393	-	523	1,474	1,456
	県債管理基金取崩額	465	250	249	91	186	271	239	-	168	30	120			-	465		
	県債管理基金積立不足率 %	58.5	59.8	65.2	53.2	(48.4)	(44.8)	(34.9)	-	40.0	40.3	42.1	40.5	36.9	-	21.6	31.6	28.0
						40.2	25.6	8.9	-						-			
経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	97.3	-	96.0	96.5	96.8	96.1	94.8	-	8.7	94.7	94.9	
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	91.4	-	90.3	90.9	91.8	91.8	91.0	-	5.3	91.0	91.3	

1 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる  
 2 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値



第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(2) 定員・給与等 ア．定員 (P34)</p>	<p>2 再任用職員 職員の削減が進む中、退職する職員が有する豊富な経験や専門的知識を生かすため、引き続き退職する職員を再任用職員として活用し、適切な定数管理を行う。</p> <p>(1) 勤務形態 再任用職員(一般行政部門および一般行政類似部門)は短時間勤務を基本とする。</p>	<p>2 再任用職員 職員の削減が進む中、退職する職員が有する豊富な経験や専門的知識を生かすため、引き続き退職する職員を再任用職員として活用し、適切な定数管理を行う。</p> <p>(1) 勤務形態 再任用職員(一般行政部門および一般行政類似部門)は短時間勤務を基本とする。 <u>雇用と年金の接続の観点から、常時勤務を活用する。</u></p>

第3次行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																																																																														
(2) 定員・給与等 イ. 給与 (P35-36)	<p>1 特別職 行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の中期財政計画の動向を踏まえ、段階的に抑制措置の縮小を図る。</p> <p>(1) 給料の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>5%</td> <td>12%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>5%</td> <td>8%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>5%</td> <td>4%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>5%</td> <td>1.6%</td> <td>6.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>5%</td> <td>23%</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>5%</td> <td>21%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>5%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 退職手当の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>25%</td> <td>5%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>25%</td> <td>5%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 平成27年度特別職・議員の年収削減の状況(平成19年度との比較)</p> <p>[特別職]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>人事委員会勧告に準じた削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>125万円</td> <td>413万円</td> <td>31万円</td> <td>569万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>107万円</td> <td>260万円</td> <td>25万円</td> <td>392万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削減内容                      H21: 0.25月                      H22: 0.15月                      H26: +0.15月、地域手当+0.50%</p> <p>[議 員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>答申による削減額(率)</th> <th>行革による削減額(率)</th> <th>人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>81万円 (5%)</td> <td>48万円 (5%)</td> <td>35万円</td> <td>164万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">期末手当 特別職と同じ</p>	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	5%	12%	17%	副知事	5%	8%	13%	教育長等	5%	4%	9%	防災監等	5%	1.6%	6.6%	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	5%	25%	30%	副知事	5%	23%	28%	教育長等	5%	21%	26%	防災監等	5%	20%	25%	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	25%	5%	30%	副知事	25%	5%	30%	区 分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた削減額	合計	知 事	125万円	413万円	31万円	569万円	副知事	107万円	260万円	25万円	392万円	区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	議 員	81万円 (5%)	48万円 (5%)	35万円	164万円	<p>1 特別職 行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の経済・財政再生計画の動向を踏まえ、段階的に抑制措置の縮小を図る。</p> <p>(1) 給料の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>5%</td> <td>9%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>5%</td> <td>6%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>5%</td> <td>1.2%</td> <td>6.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>5%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>5%</td> <td>18%</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>5%</td> <td>16%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>5%</td> <td>15%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 退職手当の減額 (同左)</p> <p>(参考) 平成28年度特別職・議員の年収削減の状況(平成19年度との比較)</p> <p>[特別職]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>人事委員会勧告に準じた削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>125万円</td> <td>336万円</td> <td>18万円</td> <td>479万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>107万円</td> <td>211万円</td> <td>15万円</td> <td>333万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削減内容                      H21: 期末手当 0.25月                      H22: 期末手当 0.15月                      H26: 期末手当+0.15月、地域手当+0.50%                      H27: 期末手当+0.05月、地域手当+0.25%</p> <p>[議 員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>答申による削減額(率)</th> <th>行革による削減額(率)</th> <th>人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>81万円 (5%)</td> <td>48万円 (5%)</td> <td>29万円</td> <td>158万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">期末手当の削減内容は特別職と同じ</p>	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	5%	9%	14%	副知事	5%	6%	11%	教育長等	5%	3%	8%	防災監等	5%	1.2%	6.2%	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	5%	20%	25%	副知事	5%	18%	23%	教育長等	5%	16%	21%	防災監等	5%	15%	20%	区 分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた削減額	合計	知 事	125万円	336万円	18万円	479万円	副知事	107万円	211万円	15万円	333万円	区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	議 員	81万円 (5%)	48万円 (5%)	29万円	158万円
	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																												
	知 事	5%	12%	17%																																																																																																																																												
	副知事	5%	8%	13%																																																																																																																																												
	教育長等	5%	4%	9%																																																																																																																																												
	防災監等	5%	1.6%	6.6%																																																																																																																																												
	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																												
	知 事	5%	25%	30%																																																																																																																																												
	副知事	5%	23%	28%																																																																																																																																												
	教育長等	5%	21%	26%																																																																																																																																												
防災監等	5%	20%	25%																																																																																																																																													
区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																													
知 事	25%	5%	30%																																																																																																																																													
副知事	25%	5%	30%																																																																																																																																													
区 分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた削減額	合計																																																																																																																																												
知 事	125万円	413万円	31万円	569万円																																																																																																																																												
副知事	107万円	260万円	25万円	392万円																																																																																																																																												
区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計																																																																																																																																												
議 員	81万円 (5%)	48万円 (5%)	35万円	164万円																																																																																																																																												
区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																													
知 事	5%	9%	14%																																																																																																																																													
副知事	5%	6%	11%																																																																																																																																													
教育長等	5%	3%	8%																																																																																																																																													
防災監等	5%	1.2%	6.2%																																																																																																																																													
区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																													
知 事	5%	20%	25%																																																																																																																																													
副知事	5%	18%	23%																																																																																																																																													
教育長等	5%	16%	21%																																																																																																																																													
防災監等	5%	15%	20%																																																																																																																																													
区 分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた削減額	合計																																																																																																																																												
知 事	125万円	336万円	18万円	479万円																																																																																																																																												
副知事	107万円	211万円	15万円	333万円																																																																																																																																												
区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計																																																																																																																																												
議 員	81万円 (5%)	48万円 (5%)	29万円	158万円																																																																																																																																												
(P31)	<p>3 附属機関等</p> <p>(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進 附属機関及び要綱等に基づく協議会等について、引き続き新設の抑制、設置の必要性の低下したものの統廃合等を推進する。 委員報酬額については、行革上の措置として、日額は16%減額、月額は8%減額とする。</p>	<p>3 附属機関等</p> <p>(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進 (同左)  委員報酬額については、行革上の措置として、日額は12%減額、月額は6%減額とする。</p>																																																																																																																																														

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																				
(2) 定員・給与等 イ．給与 (P38-39)	2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。  (1) 本県独自の給与抑制措置 給与抑制措置は平成20年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。  (2) 平成27年度本県独自の給与抑制措置 給料の減額 ア 行政職は平成26年度と比較して、減額措置を管理職は1/5、一般職は1/4縮小 イ 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小  (参考)平成26年度の減額措置 <table border="1" data-bbox="557 793 1430 940"> <thead> <tr> <th colspan="2">[ 管理職 ]</th> <th colspan="2">[ 一般職員 ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長・局長級</td> <td>7%減額</td> <td>主任専門員級</td> <td>3%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>6%減額</td> <td>班長・主査・主任級</td> <td>2.8%減額</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>4%減額</td> <td>若手職員</td> <td>2.5%減額</td> </tr> </tbody> </table> (注)地域手当は含まない  期末・勤勉手当の減額 役職に応じて、平成26年度と比較して次のとおり減額措置を縮小 局長級以上 2.5%縮小 課長級 3%縮小 主任専門員級以上 2%縮小 班長・主査・主任級以下 減額措置終了  (参考)平成26年度の減額措置 <table border="1" data-bbox="557 1333 1430 1522"> <thead> <tr> <th colspan="2">[ 管理職 ]</th> <th colspan="2">[ 一般職員 ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>14%減額</td> <td>主任専門員級</td> <td>4%減額</td> </tr> <tr> <td>局長級</td> <td>13%減額</td> <td>班長・主査・主任級</td> <td>1%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>10%減額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>4%減額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注)地域手当は含まない (役職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 6% 5% 4% (管理職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 5%  管理職手当の減額 管理職全員 20%減額	[ 管理職 ]		[ 一般職員 ]		部長・局長級	7%減額	主任専門員級	3%減額	課長級	6%減額	班長・主査・主任級	2.8%減額	副課長級	4%減額	若手職員	2.5%減額	[ 管理職 ]		[ 一般職員 ]		部長級	14%減額	主任専門員級	4%減額	局長級	13%減額	班長・主査・主任級	1%減額	課長級	10%減額			副課長級	4%減額			2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。  (1) 本県独自の給与抑制措置 給与抑制措置は平成20年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。  (2) 平成28年度本県独自の給与抑制措置 給料の減額 ア 行政職は平成26年度と比較して、減額措置を管理職は2/5、一般職は2/4縮小 イ 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小  (参考)平成26年度の減額措置 (同左)  期末・勤勉手当の減額 役職に応じて、平成26年度と比較して次のとおり減額措置を縮小 課長級以上 4%縮小 副課長級 3%縮小 主任専門員級以下 減額措置終了(一般職員の減額措置終了)  (参考)平成26年度の減額措置 (同左)  管理職手当の減額 (同左)
[ 管理職 ]		[ 一般職員 ]																																				
部長・局長級	7%減額	主任専門員級	3%減額																																			
課長級	6%減額	班長・主査・主任級	2.8%減額																																			
副課長級	4%減額	若手職員	2.5%減額																																			
[ 管理職 ]		[ 一般職員 ]																																				
部長級	14%減額	主任専門員級	4%減額																																			
局長級	13%減額	班長・主査・主任級	1%減額																																			
課長級	10%減額																																					
副課長級	4%減額																																					

第3次行革プラン(変更案) 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																																																				
(2) 定員・給与等 イ. 給与 (P38-39)	<p>(参考)                      地域手当の支給状況                      平成27年度は人事委員会勧告に基づき対前年度0.5%引上げ</p> <table border="1" data-bbox="492 436 1484 625"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">平成19年度</th> <th colspan="2">平成20~26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対19年度</th> <th></th> <th>対前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>2%</td> <td>8.5%</td> <td>+0.5%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> <td>2%</td> <td>5.5%</td> <td>+0.5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>3.5%</td> <td>+0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H25.7~H27.3の間、国の要請に基づく給与カットに対する地域手当の暫定措置(+2%)を実施</p> <p>平成27年度職員1人あたりの年収削減の状況(平成19年度との比較)</p> <table border="1" data-bbox="492 730 1484 919"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> <th>勧告(平成21~26年)による削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>123万円</td> <td>34万円</td> <td>157万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>81万円</td> <td>26万円</td> <td>107万円</td> </tr> <tr> <td>全職員平均</td> <td>26万円</td> <td>19万円</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>削減内容                      H21: 0.35月                      H22: 0.20月                      H26: +0.15月、地域手当+0.50%</p> <p>旅費(宿泊料)の見直し                      ア 特別職                      実費支給(上限16,500円)                      イ 一般職                      国・他府県、民間の宿泊料の支給状況、旅費支給の事務処理を考慮し、宿泊地の区分を現行2区分から4区分に見直す</p> <table border="1" data-bbox="492 1350 1484 1444"> <thead> <tr> <th>A地域</th> <th>B地域</th> <th>C地域</th> <th>D地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,800円</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> <td>8,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地域: 県の地域手当1級地のうち政令市(神戸市)                      国の地域手当1~5級地のうち政令市                      B地域: 県の地域手当1級地のうち政令市以外(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市)                      国の地域手当1~5級地のうち政令市以外                      C地域: 県の地域手当2級地(姫路市、明石市、川西市)                      国の地域手当6、7級地                      D地域: 県の地域手当3級地(その他)                      国の地域手当非支給地</p>	区 分	平成19年度	平成20~26年度		平成27年度			対19年度		対前年度	1級地	10%	8%	2%	8.5%	+0.5%	2級地	7%	5%	2%	5.5%	+0.5%	3級地	5%	3%	2%	3.5%	+0.5%	区 分	行革による削減額	勧告(平成21~26年)による削減額	合計	部長級	123万円	34万円	157万円	課長級	81万円	26万円	107万円	全職員平均	26万円	19万円	45万円	A地域	B地域	C地域	D地域	11,800円	10,900円	9,800円	8,700円	<p>(参考)                      地域手当の支給状況                      平成27年度当初は、平成26年人事委員会勧告に基づき、対26年度0.5%引上げ                      平成27年度は、平成27年人事委員会勧告に基づき、対27年度当初0.25%引上げ</p> <table border="1" data-bbox="1730 436 2828 625"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">平成19年度</th> <th colspan="2">平成20~26年度</th> <th colspan="2">平成27年度当初</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度当初</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対19年度</th> <th></th> <th>対26年度</th> <th></th> <th>対27年度当初</th> <th></th> <th>対27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>2%</td> <td>8.5%</td> <td>+0.5%</td> <td>8.75%</td> <td>+0.25%</td> <td>8.75%</td> <td>±0%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> <td>2%</td> <td>5.5%</td> <td>+0.5%</td> <td>5.75%</td> <td>+0.25%</td> <td>5.75%</td> <td>±0%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>3.5%</td> <td>+0.5%</td> <td>3.75%</td> <td>+0.25%</td> <td>3.75%</td> <td>±0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成28年度職員1人あたりの年収削減の状況(平成19年度との比較)</p> <table border="1" data-bbox="1730 730 2721 919"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> <th>勧告(平成21~27年)による削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>110万円</td> <td>24万円</td> <td>134万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>71万円</td> <td>18万円</td> <td>89万円</td> </tr> <tr> <td>全職員平均</td> <td>23万円</td> <td>13万円</td> <td>36万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>削減内容                      H21: 期末・勤勉 0.35月                      H22: 期末・勤勉 0.20月                      H26: 期末・勤勉 +0.15月、地域手当 +0.50%                      H27: 期末・勤勉 +0.10月、地域手当 +0.25%</p> <p>旅費(宿泊料)の見直し                      (同左)</p>	区 分	平成19年度	平成20~26年度		平成27年度当初		平成27年度		平成28年度当初			対19年度		対26年度		対27年度当初		対27年度	1級地	10%	8%	2%	8.5%	+0.5%	8.75%	+0.25%	8.75%	±0%	2級地	7%	5%	2%	5.5%	+0.5%	5.75%	+0.25%	5.75%	±0%	3級地	5%	3%	2%	3.5%	+0.5%	3.75%	+0.25%	3.75%	±0%	区 分	行革による削減額	勧告(平成21~27年)による削減額	合計	部長級	110万円	24万円	134万円	課長級	71万円	18万円	89万円	全職員平均	23万円	13万円	36万円
区 分	平成19年度			平成20~26年度		平成27年度																																																																																																																
			対19年度		対前年度																																																																																																																	
1級地	10%	8%	2%	8.5%	+0.5%																																																																																																																	
2級地	7%	5%	2%	5.5%	+0.5%																																																																																																																	
3級地	5%	3%	2%	3.5%	+0.5%																																																																																																																	
区 分	行革による削減額	勧告(平成21~26年)による削減額	合計																																																																																																																			
部長級	123万円	34万円	157万円																																																																																																																			
課長級	81万円	26万円	107万円																																																																																																																			
全職員平均	26万円	19万円	45万円																																																																																																																			
A地域	B地域	C地域	D地域																																																																																																																			
11,800円	10,900円	9,800円	8,700円																																																																																																																			
区 分	平成19年度	平成20~26年度		平成27年度当初		平成27年度		平成28年度当初																																																																																																														
			対19年度		対26年度		対27年度当初		対27年度																																																																																																													
1級地	10%	8%	2%	8.5%	+0.5%	8.75%	+0.25%	8.75%	±0%																																																																																																													
2級地	7%	5%	2%	5.5%	+0.5%	5.75%	+0.25%	5.75%	±0%																																																																																																													
3級地	5%	3%	2%	3.5%	+0.5%	3.75%	+0.25%	3.75%	±0%																																																																																																													
区 分	行革による削減額	勧告(平成21~27年)による削減額	合計																																																																																																																			
部長級	110万円	24万円	134万円																																																																																																																			
課長級	71万円	18万円	89万円																																																																																																																			
全職員平均	23万円	13万円	36万円																																																																																																																			

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																						
<p>(2) 定員・給与等 ウ．仕事と生活 の調和 (P40)</p>	<p>1 多様な働き方の推進 職員が仕事と生活をバランス良く両立させるため、各種支援制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。</p> <p>(参考)主な制度</p> <table border="1" data-bbox="424 451 1522 892"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)育児休業</td> <td>3歳に達するまでの子を養育する場合</td> </tr> <tr> <td>(2)育児短時間勤務</td> <td>小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)</td> </tr> <tr> <td>(3)在宅勤務</td> <td>小学校修了前の子を養育する場合</td> </tr> <tr> <td>(4)子育て支援休暇</td> <td>小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)</td> </tr> <tr> <td>(5)男性の育児参加休暇</td> <td>妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)</td> </tr> <tr> <td>(6)介護休暇</td> <td>要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>(7)自己啓発等休業</td> <td>公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)</td> </tr> <tr> <td>(8)ボランティア休暇</td> <td>被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 超過勤務の縮減 超過勤務については、効率的な業務執行などにより引き続き、その縮減を図る。</p>	制 度	概 要	(1)育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合	(2)育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)	(3)在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合	(4)子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)	(5)男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)	(6)介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)	(7)自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)	(8)ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)	<p>1 多様な働き方の推進 (同左)</p> <p>(参考)主な制度</p> <table border="1" data-bbox="1665 451 2763 892"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)育児休業</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(2)育児短時間勤務</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(3)フレックスタイム制</td> <td>小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合</td> </tr> <tr> <td>(4)在宅勤務</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(5)子育て支援休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(6)男性の育児参加休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(7)介護休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(8)自己啓発等休業</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(9)ボランティア休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 超過勤務の縮減 (同左)</p>	制 度	概 要	(1)育児休業	(同左)	(2)育児短時間勤務	(同左)	(3)フレックスタイム制	小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合	(4)在宅勤務	(同左)	(5)子育て支援休暇	(同左)	(6)男性の育児参加休暇	(同左)	(7)介護休暇	(同左)	(8)自己啓発等休業	(同左)	(9)ボランティア休暇	(同左)
制 度	概 要																																							
(1)育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合																																							
(2)育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)																																							
(3)在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合																																							
(4)子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)																																							
(5)男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)																																							
(6)介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)																																							
(7)自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)																																							
(8)ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)																																							
制 度	概 要																																							
(1)育児休業	(同左)																																							
(2)育児短時間勤務	(同左)																																							
(3)フレックスタイム制	小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合																																							
(4)在宅勤務	(同左)																																							
(5)子育て支援休暇	(同左)																																							
(6)男性の育児参加休暇	(同左)																																							
(7)介護休暇	(同左)																																							
(8)自己啓発等休業	(同左)																																							
(9)ボランティア休暇	(同左)																																							

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(3) 行政施策 ア. 事務事業 (私立高等学校等生徒授業料軽減補助) (P45-46)</p>	<p>私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立高等学校の生徒の学費負担を軽減するため実施している授業料軽減補助について、<u>国の就学支援金の制度改正等を踏まえ見直す。</u></p> <p>1 見直し内容 (1) 授業料軽減補助単価の見直し <u>平成 26 年度からの国の就学支援金の制度改正を踏まえ、就学支援金に上乗せして措置している授業料軽減補助について見直す。</u> (2) 隣接府県の私立高校への通学生の取り扱い 隣接府県内の私立高校への通学生について、隣接府県から本県内の私立高校への通学生に対する授業料助成制度がある場合は従前どおりの取り扱いとし、助成制度がない場合はその 1 / 2 の補助額とする。 なお、県内私立高校通学生に対する本県の授業料軽減補助額と上記補助額との差額を限度として、隣接府県内の私立高校への通学生に対する奨学金貸付の対象とする。</p> <p>2 実施時期 <u>平成 26 年度</u> ただし、<u>見直し後の制度は、平成 26 年度入学者から適用する。</u></p> <p>[ 国の就学支援金の改正案を前提とした場合 ]</p> <p>(1) <u>国の就学支援金制度の改正</u> <u>所得制限の導入</u> <u>各所得階層における就学支援金の拡充</u></p> <p>(2) <u>国の就学支援金の制度改正を踏まえた県の授業料軽減補助単価の見直し</u> — 生活保護世帯 ・ 授業料軽減補助単価：82,000 円 国の就学支援金(297,000 円)と併せ、県内平均授業料(約 379,000 円)まで補助し、授業料の実質無償化を図る 全国平均授業料(378,624 円) 県内平均授業料(約 379,000 円) 全国平均は直近の平成 24 年度確定値、県内平均は平成 25 年度暫定値 — 年収 250 万円未満世帯 ・ 授業料軽減補助単価：82,000 円 国の就学支援金(297,000 円)と併せ、県内平均授業料(約 379,000 円)まで補助し、授業料の実質無償化を図る — 年収 250 万円以上～350 万円未満世帯 ・ 授業料軽減補助単価：40,000 円 <u>国の就学支援金の増加額(9,400 円)と併せ、現行の授業料軽減補助額(50,000 円)に相当する額を補助</u> — 年収 350 万円以上～590 万円未満世帯 <u>国の就学支援金の増加額(29,400 円)が現行の授業料軽減補助額(30,000 円)と概ね同額であることから、就学支援金で対応</u></p>	<p>私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立高等学校の生徒の学費負担を軽減するため実施している授業料軽減補助について、<u>さらなる就学機会の確保のため拡充する。</u></p> <p>1 見直し内容 (1) 授業料軽減補助単価の見直し <u>国の就学支援金に上乗せして措置している授業料軽減補助を拡充する。</u> (2) 隣接府県の私立高校への通学生の取り扱い (同左)</p> <p>2 実施時期 <u>平成 28 年度</u> ただし、<u>拡充後の制度は、平成 28 年度入学者から適用する。</u></p> <p>[ 国の就学支援金と授業料軽減の内容 ]</p> <p><u>((1)を削除する)</u></p> <p><u>((2)の表題のみ削除する)</u> (1) <u>生活保護世帯</u> (同左)</p> <p>(2) <u>年収 250 万円未満世帯</u> (同左)</p> <p>(3) <u>年収 250 万円以上～350 万円未満世帯</u> ・ 授業料軽減補助単価：82,000 円 <u>年収 250 万円未満世帯と同額を補助</u></p> <p>(4) <u>年収 350 万円以上～590 万円未満世帯</u> ・ 授業料軽減補助単価：21,000 円 <u>(3)の区分の平成 28 年度からの増加額(42,000 円)の 1/2 に相当する額を補助</u></p>

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行					変 更 後						
(3) 行政施策 ア. 事務事業 (P45-46)	(参考) 補助受給額 (国の就学支援金 + 授業料軽減補助)					(参考) 補助受給額 (国の就学支援金 + 授業料軽減補助)						
	(1人あたり単価)					(1人あたり単価)						
	階層別の 所得基準	県内私立高校				差引 B - A	階層別の 所得基準	県内私立高校				差引 B - A
		現行制度 A		見直し後 B				現行制度 A		見直し後 B		
	生活保護世帯	357,600		379,000		21,400	生活保護世帯 年収 250 万円未満	379,000		379,000		0
		就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助			就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
		237,600	120,000	297,000	82,000			297,000	82,000	297,000	82,000	
	年収 250 万円未満	307,600		379,000		71,400	年収 250 万円以上 ~350 万円未満程度	277,600		319,600		42,000
		就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助			就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
		237,600	70,000	297,000	82,000			237,600	40,000	237,600	82,000	
	年収 250 万円以上 ~350 万円未満程度	228,200		277,600		49,400	年収 350 万円以上 ~590 万円未満程度	178,200		199,200		21,000
		就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助			就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
		178,200	50,000	237,600	40,000			178,200	0	178,200	21,000	
	年収 350 万円以上 ~590 万円未満程度	148,000		178,200		29,400	年収 590 万円以上 ~910 万円未満程度	118,800		118,800		0
		就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助			就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
118,000		30,000	178,200	0	118,800			0	118,800	0		
年収 590 万円以上 ~910 万円未満程度	118,800		118,800		0	年収 910 万円以上程度	対象外		対象外		-	
	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助			対象外	対象外	対象外	対象外		
	118,800	0	118,800	0			対象外	対象外	対象外	対象外		
年収 910 万円以上程度	118,800		0		118,800	対象外		対象外		-		
	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助		対象外	対象外	対象外	対象外			
	118,800	0	0	0		対象外	対象外	対象外	対象外			

第3次行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																															
<p>(3) 行政施策 ア. 事務事業 (高齢者大学運営事業) (P53)</p>	<p>高齢者大学運営事業</p> <p>広域的に活躍する地域づくり人材の育成など県が実施する高齢者大学の役割の徹底を図るため、高齢者の多様な学習ニーズにも対応しながら講座内容の見直しを図る。  <u>阪神シニアカレッジについては、学科ごとに学習室が分散し非効率な運営にあることから、運営体制を効率化し、学生の活動に対する支援や交流の推進を図るため、学習室の集約を検討する。</u></p> <p>1 見直し内容            (1) 専門的・実践的な講座内容への見直し            趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確にするため、各高齢者大学においてフィールド学習やワークショップ等の手法の拡充、地域マネジメント力の習得（グループ・団体運営、ITによる広報等）、事業展開のスキルアップ（地域づくりの企画力向上、コミュニティビジネスの展開等）に向けた講座の実施など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 阪神シニアカレッジの見直し  <u>運営体制の効率化を図りつつ、在学生や卒業生の学科を越えた交流や地域づくり活動を推進するため、4箇所に分散している学習室の集約を検討する。</u></p> <p>(参考) 阪神シニアカレッジの現状</p> <table border="1" data-bbox="498 1073 1288 1339"> <thead> <tr> <th colspan="2">講 座</th> <th>定 員 (全学年合計)</th> <th>学 習 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 年制 講座</td> <td>園 芸</td> <td>200 人(50 人/学年x4)</td> <td>宝塚ソリオ2</td> </tr> <tr> <td>健 康</td> <td>200 人(50 人/学年x4)</td> <td>西宮香風高校</td> </tr> <tr> <td>国際理解</td> <td>200 人(50 人/学年x4)</td> <td>尼崎中小企業センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2">阪神ひと・まち 創造講座(2 年制)</td> <td>60 人(30 人/学年x2)</td> <td>伊丹ショッピング デパート</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施時期            平成 26 年度～：専門的・実践的な講座内容への見直し</p>	講 座		定 員 (全学年合計)	学 習 室	4 年制 講座	園 芸	200 人(50 人/学年x4)	宝塚ソリオ2	健 康	200 人(50 人/学年x4)	西宮香風高校	国際理解	200 人(50 人/学年x4)	尼崎中小企業センター	阪神ひと・まち 創造講座(2 年制)		60 人(30 人/学年x2)	伊丹ショッピング デパート	<p>高齢者大学運営事業</p> <p>広域的に活躍する地域づくり人材の育成など県が実施する高齢者大学の役割の徹底を図るため、高齢者の多様な学習ニーズにも対応しながら講座内容の見直しを図る。  <u>阪神シニアカレッジについては、学科ごとに学習室が分散し非効率な運営にあることから、学生の活動に対する支援や交流の推進を図るとともに、運営体制を効率化するため、学習室を集約する。</u></p> <p>1 見直し内容            (1) 専門的・実践的な講座内容への見直し            (同左)</p> <p>(2) 阪神シニアカレッジの機能向上  <u>在学生や卒業生の学科を越えた交流や地域づくり活動をさらに推進するとともに、運営体制の効率化を図るため、4箇所に分散している学習室を宝塚健康福祉事務所の新庁舎整備にあわせて集約する。</u></p> <p>(参考) 阪神シニアカレッジの集約案</p> <table border="1" data-bbox="1736 1073 2718 1377"> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td colspan="2">宝塚健康福祉事務所庁舎 3～4 階</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td colspan="2">2,000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能</td> <td>学科教室</td> <td>大教室(合同講座)、中教室(学科別講座)、小教室(阪神ひと・まち創造講座)、図書室</td> </tr> <tr> <td>交流スペース</td> <td>交流ホール(学生交流・地域交流)、グループ活動室(グループ学習・活動)、学生自治会室</td> </tr> <tr> <td>事務室等</td> <td>事務室、地域活動支援センター、講師控室、共用部等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施時期            ・(同左)            ・平成 28～30 年度：宝塚健康福祉事務所・阪神シニアカレッジの整備            ・平成 30 年度～：集約した学習室の運営開始</p>	場所	宝塚健康福祉事務所庁舎 3～4 階		規模	2,000 m <sup>2</sup>		機能	学科教室	大教室(合同講座)、中教室(学科別講座)、小教室(阪神ひと・まち創造講座)、図書室	交流スペース	交流ホール(学生交流・地域交流)、グループ活動室(グループ学習・活動)、学生自治会室	事務室等	事務室、地域活動支援センター、講師控室、共用部等
講 座		定 員 (全学年合計)	学 習 室																														
4 年制 講座	園 芸	200 人(50 人/学年x4)	宝塚ソリオ2																														
	健 康	200 人(50 人/学年x4)	西宮香風高校																														
	国際理解	200 人(50 人/学年x4)	尼崎中小企業センター																														
阪神ひと・まち 創造講座(2 年制)		60 人(30 人/学年x2)	伊丹ショッピング デパート																														
場所	宝塚健康福祉事務所庁舎 3～4 階																																
規模	2,000 m <sup>2</sup>																																
機能	学科教室	大教室(合同講座)、中教室(学科別講座)、小教室(阪神ひと・まち創造講座)、図書室																															
	交流スペース	交流ホール(学生交流・地域交流)、グループ活動室(グループ学習・活動)、学生自治会室																															
	事務室等	事務室、地域活動支援センター、講師控室、共用部等																															



第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(3) 行政施策 ア. 事務事業 (ふるさと創生推進費) (P58)</p>	<p><u>ふるさとづくり推進費</u></p> <p>地域が抱える多様な課題に対応し、地域ビジョンや地域活性化の実現に向けて、県民局が地域の実情に応じて行う取組みを支援する事業を創設したが、事業期間である3年間(平成23年度～25年度)が経過することから、事業を廃止する。</p> <p>地域の夢推進費による取組みの評価・検証を踏まえるとともに、新たな地域課題やニーズ等を踏まえ、「ふるさとづくり推進費」を創設する。</p> <p>1 見直し内容 地域の夢推進費は、平成23年度に改定した地域ビジョンの実現に向けて、地域がその実情に応じて実施する活性化のための取組みを支援するために展開してきたが、3年間で事業期間として実施してきたものであることから、廃止する。</p> <p>今後、本格的な人口減少社会に向かう中で、ふるさと意識を醸成し、地域を愛する人々とともに元気なふるさと兵庫づくりを進めていく必要があり、県民、事業者、地域団体等の主体的な取組みを引き出すことが一層求められることから、「ふるさとづくり推進費」を創設する。</p> <p>なお、平成25年度に実施している「地域の元気創出事業(県民局チャレンジ枠事業)」については廃止し、「ふるさとづくり推進費」に一本化する。</p> <p>2 ふるさとづくり推進費 (1) 対象事業 県民局・県民センターが裁量を持ち、地域のきめ細かな課題に対応していくという枠組みは維持しつつ、県民や市町等との連携をさらに強化した「ふるさとづくり」を推進するため、次のような新たな取組みを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い県民等からの提案を踏まえた県と県民等との協働事業</li> <li>・地域再生に取り組む地域を応援するための地域の施設整備への市町と共同した支援等</li> </ul> <p>(2) 配分 ・通常枠 ソフト事業は一律、ハード事業は、人口、面積、市町数や財政力、政令市や中核市の有無等を考慮して傾斜配分 ・特別枠 各年度の地域の特別事情による需要に対応するため、通常枠とは別枠で配分</p> <p>3 実施時期 平成26年度</p>	<p><u>ふるさと創生推進費</u></p> <p>県民局・県民センターが策定した地域創生戦略に基づく事業等を積極的に推進するため、「ふるさと創生推進費」を創設する。</p> <p>なお、「ふるさとづくり推進費」は廃止する。</p> <p>1 見直し内容 本県では、かねてから県民局・県民センターが地域の実情に応じて自主的に行う取組みを促進するため、ふるさとづくり推進費等を措置してきた。</p> <p>全国的に地方創生が求められるなか、本県では産官学金労言の専門家で構成する「兵庫県地域創生戦略会議」を設置し、専門的な見地から意見を聴取し、9月県議会で議決を得て「兵庫県地域創生戦略」を策定した。</p> <p>県民局・県民センターにおいても同様に策定した地域創生戦略に基づく事業等を積極的に推進するため、「ふるさと創生推進費」を創設する。</p> <p>2 ふるさと創生推進費 (1) 対象事業 地域創生戦略の事業を基本に、県と県民等との協働事業、市町と共同で支援する地域再生に係る施設整備等を含め、県民局・県民センターが主体的に選択した地域創生に資する事業</p> <p>(2) 配分 人口、面積、市町数や財政力、政令市や中核市の有無等を考慮して傾斜配分 ただし、各年度の地域の特別事情による需要に対応するため、総額の枠内で上記とは別に配分する場合がある。</p> <p>3 実施時期 平成28年度</p>

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																				
(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P92 - P93)	<p>1 事業費の見直しの考え方</p> <p>(1) 平成27年度から平成30年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。</p> <p>(2) 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）及び県単独事業の事業費は、それぞれの平成26年度通常事業費に平成27年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。                      （平成27年度地方財政計画の伸び率）</p> <table border="1" data-bbox="519 472 1231 546"> <tr> <td>国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く）</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>(3) 平成28年度以降は、原則として平成27年度と同額とする。</p> <p>(4) 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び平成26年8月豪雨災害を踏まえ、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用して、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の取組みを拡充する山地防災・土砂災害対策事業を別枠で措置する。</p> <p>2 各年度の投資事業費</p> <p>(1) 基本の考え方                      各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。</p> <p>(2) 平成27年度以降の投資事業費</p> <p>国庫補助事業</p> <p>ア 通常事業費  <math>(平成26年度通常事業費) \times (平成27年度地方財政計画の伸び)</math>  <math>= 1,020 \text{ 億円} \times 99.1\% = 1,011 \text{ 億円} \quad 1,010 \text{ 億円}</math></p> <p>イ 別枠加算分</p> <p>(ア) 災害関連等事業 <u>49 億円</u>                      平成26年8月豪雨等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p> <table border="1" data-bbox="519 1344 1587 1533"> <caption>(単位：億円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,059</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,089</td> </tr> </tbody> </table> <p>県単独事業</p> <p>ア 通常事業費  <math>(平成26年度通常事業費) \times (平成27年度地方財政計画の伸び)</math>  <math>= 560 \text{ 億円} \times 99.0\% = 554 \text{ 億円} \quad 555 \text{ 億円}</math></p> <p>イ 別枠加算分</p> <p>(ア) 緊急防災・減災事業費 <u>100 億円/年（平成27～28年度）</u>                      平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業</p>	国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）	0.9%	地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く）	1.0%	区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040	災害関連等事業	49				49	合 計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089	<p>1 事業費の見直しの考え方</p> <p>(1) 平成28年度から平成30年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。</p> <p>(2) 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）及び県単独事業の事業費は、それぞれの平成27年度通常事業費に平成28年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。                      （平成28年度地方財政計画の伸び率）</p> <table border="1" data-bbox="1706 472 2418 546"> <tr> <td>国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）</td> <td>+0.8%</td> </tr> <tr> <td>地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く）</td> <td>+1.2%</td> </tr> </table> <p>(3) 平成29年度以降は、原則として平成28年度と同額とする。</p> <p>(4) 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び平成26年8月豪雨災害を踏まえ、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用して、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（平成26～30年度）の取組みを拡充する山地防災・土砂災害対策事業を別枠で措置する。</p> <p>2 各年度の投資事業費</p> <p>(1) 基本の考え方                      各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。</p> <p>(2) 平成28年度以降の投資事業費</p> <p>国庫補助事業</p> <p>ア 通常事業費  <math>(平成27年度通常事業費) \times (平成28年度地方財政計画の伸び)</math>  <math>= 1,010 \text{ 億円} \times 100.8\% = 1,018 \text{ 億円} \quad 1,020 \text{ 億円}</math></p> <p>イ 別枠加算分</p> <p>(ア) 災害関連等事業 <u>24 億円</u>                      台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p> <table border="1" data-bbox="1706 1344 2656 1533"> <caption>(単位：億円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H28～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>3,060</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,044</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>3,084</td> </tr> </tbody> </table> <p>県単独事業</p> <p>ア 通常事業費  <math>(平成27年度通常事業費) \times (平成28年度地方財政計画の伸び)</math>  <math>= 555 \text{ 億円} \times 101.2\% = 561 \text{ 億円} \quad 560 \text{ 億円}</math></p> <p>イ 別枠加算分</p> <p>(ア) 緊急防災・減災事業費 <u>110 億円/年（平成28年度）</u>                      平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業</p>	国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）	+0.8%	地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く）	+1.2%	区分	H28	H29	H30	H28～30計	通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060	災害関連等事業	24			24	合 計	1,044	1,020	1,020	3,084
国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）	0.9%																																																					
地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く）	1.0%																																																					
区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計																																																	
通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040																																																	
災害関連等事業	49				49																																																	
合 計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089																																																	
国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）	+0.8%																																																					
地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く）	+1.2%																																																					
区分	H28	H29	H30	H28～30計																																																		
通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060																																																		
災害関連等事業	24			24																																																		
合 計	1,044	1,020	1,020	3,084																																																		

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																									
(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P92 - P93)	<p>(イ) 山地防災・土砂災害対策事業 25億円/年(平成27~30年度)</p> <p>平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債(起債充当率100%、交付税措置28.5%)を活用し、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の取組みを拡充実施</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="492 575 1564 760"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27~30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>2,220</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>680</td> <td>680</td> <td>580</td> <td>580</td> <td>2,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方財政計画上、緊急防災・減災事業の事業期間は平成28年度まで</p> <p>事業費総額( + )</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="480 928 1564 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27~30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,565</td> <td>1,565</td> <td>1,565</td> <td>1,565</td> <td>6,260</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,690</td> <td>1,590</td> <td>1,590</td> <td>6,609</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H27	H28	H29	H30	H27~30計	通常事業費	555	555	555	555	2,220	緊急防災・減災事業	100	100			200	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100	合 計	680	680	580	580	2,520	区分	H27	H28	H29	H30	H27~30計	通常事業費	1,565	1,565	1,565	1,565	6,260	災害関連等事業	49				49	緊急防災・減災事業	100	100			200	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100	合 計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609	<p>(イ) 山地防災・土砂災害対策事業 25億円/年(平成28~29年度) 15億円/年(平成30年度)</p> <p>平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債(起債充当率100%、交付税措置28.5%)を活用した第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26~30年度)の取組みを拡充実施 平成27年度:事業実施条件の整っている箇所を前倒して実施(10億円)</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="1691 569 2629 751"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H28~30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td></td> <td></td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>695</td> <td>585</td> <td>575</td> <td>1,855</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方財政計画上、緊急防災・減災事業の事業期間は平成28年度まで</p> <p>事業費総額( + )</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="1682 924 2617 1144"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H28~30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>4,740</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td></td> <td></td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,605</td> <td>1,595</td> <td>4,939</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H28	H29	H30	H28~30計	通常事業費	560	560	560	1,680	緊急防災・減災事業	110			110	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65	合 計	695	585	575	1,855	区分	H28	H29	H30	H28~30計	通常事業費	1,580	1,580	1,580	4,740	災害関連等事業	24			24	緊急防災・減災事業	110			110	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65	合 計	1,739	1,605	1,595	4,939
	区分	H27	H28	H29	H30	H27~30計																																																																																																																					
	通常事業費	555	555	555	555	2,220																																																																																																																					
	緊急防災・減災事業	100	100			200																																																																																																																					
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100																																																																																																																					
	合 計	680	680	580	580	2,520																																																																																																																					
区分	H27	H28	H29	H30	H27~30計																																																																																																																						
通常事業費	1,565	1,565	1,565	1,565	6,260																																																																																																																						
災害関連等事業	49				49																																																																																																																						
緊急防災・減災事業	100	100			200																																																																																																																						
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100																																																																																																																						
合 計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609																																																																																																																						
区分	H28	H29	H30	H28~30計																																																																																																																							
通常事業費	560	560	560	1,680																																																																																																																							
緊急防災・減災事業	110			110																																																																																																																							
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65																																																																																																																							
合 計	695	585	575	1,855																																																																																																																							
区分	H28	H29	H30	H28~30計																																																																																																																							
通常事業費	1,580	1,580	1,580	4,740																																																																																																																							
災害関連等事業	24			24																																																																																																																							
緊急防災・減災事業	110			110																																																																																																																							
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65																																																																																																																							
合 計	1,739	1,605	1,595	4,939																																																																																																																							

第3次行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後
<p>(3) 行政施策 力・その他 青野運動公苑 (P122)</p>	<p>青野運動公苑県有地信託事業</p> <p>[改革の基本方向]  <u>現行の信託事業については、経営改善策を検討し可能な対策に速やかに取り組むとともに、信託契約期間満了時に見込まれる借入残高は受託者との協議を踏まえ対応を検討する。</u>  <u>当該施設は県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設であることから、信託契約期間満了後も引き続き、施設を運営することを基本とする。</u>  <u>施設は知事部局が保有しつつ、運営は企業庁を基本とし、可能な限り収支改善を図り、収益の中から一定額を知事部局に支払う方向で検討する。</u>  <u>企業庁借入金については、施設運営主体より受ける支払い、その他の特定財源を原資として返済していく方向で検討を進める。</u></p> <p>1 現行の信託事業に係る諸課題への対応  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の信託事業の経営改善を図るため、ゴルフ場経営に詳しい専門家による経営実態調査等を行い、その結果を踏まえ、可能な対策について速やかに取り組む。</li> <li>信託契約期間満了時(平成27年11月)において見込まれる事業の借入残高834百万円については、信託終了に向けた受託者との協議を踏まえ、対応を検討する。</li> </ul> </p> <p>2 信託契約期間満了後の対応  <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設は、県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として整備され、平成3年の開業以来180万人近く、年間7万人超の県民に利用されてきており、今後も引き続き利用が見込まれることから、信託契約期間満了後も継続運営することを基本とする。</li> <li>施設は知事部局が保有しつつ、運営は企業庁を基本とし、可能な限り収支改善を図り、収益の中から一定額を知事部局に支払う方向で検討する。</li> <li>最高裁判決(平成23年11月)に基づき立替金及び商事法定利息等を支払うため、企業庁より借り入れた10,575百万円の借入金については、施設運営主体より受ける支払い、その他の特定財源を原資として返済していく方向で検討を進める。</li> </ul> </p> <p>(参考) 青野運動公苑県有地信託事業の概要  (1) 信託土地 加西市青野町字林ノ谷490番地1 外 1,535,781.33 m<sup>2</sup>  (2) 信託目的  <u>信託土地の上に次に掲げる県民スポーツ・レクリエーション施設(以下「信託施設」)を造成・建設し、信託土地と信託施設を管理・運用する。</u>  <u>パブリックゴルフコース(18ホール)、クラブハウス、テニスコート20面、ロッジ及びコテージ3棟(宿泊定員130名)、多目的グラウンド等</u>  (3) 信託契約 契約締結日(S62.12.1)から28年間(平成27年11月30日まで)  (4) 受託者 東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀行、代表受託者)、住友信託銀行(現三井住友信託銀行)  (5) 運営会社 (株)アオノリゾート  (6) 現 状  <u>利用者数の状況(事業開始3ヶ年、直近3ヶ年)</u>  (略)  <u>収支状況(直近3ヶ年)</u>  (略)</p>	<p>青野運動公苑</p> <p>[改革の基本方向]  <u>当該施設は、企業庁が主体となり運営事業者とともに県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、また、地域振興施設として適切に運営する。</u>  <u>企業庁借入金については、企業庁からの納付金、その他の特定財源を基本に返済を検討する。</u>  <u>平成27年11月末に契約期間が満了した信託事業については、信託銀行の運営上の責任の有無について慎重に検討する。</u></p> <p>1 今後の運営  <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設は、県民スポーツ・レクリエーションの拠点として年間7万人を超える県民等に利用されている。今後とも、企業庁が主体となり運営事業者とともに県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、また、地域振興の施設としてさらに利用されるよう適切に運営する。</li> <li>施設については知事部局で保有し、大規模な改修や災害復旧等が生じた場合は、企業庁とともに対応する。</li> <li>運営期間中の事業者からの納付金については、運営のために支出した額を除いた残額を企業庁において適切に管理し、期間終了時に、企業庁から納付を受ける。</li> <li>企業庁からの借入金(10,575百万円)については、企業庁からの納付金、その他の特定財源を基本に返済を検討する。</li> </ul> </p> <p>(参考) 青野運動公苑の平成27年12月以降の運営  (1) 運営方針  <u>青野運動公苑が、県民のスポーツ・レクリエーションの場として、身近にリゾートを感じ、地域に貢献する施設となるため、運営事業者の「専門性」と企業庁の「機動性」を發揮し、運営する。</u>  (2) 契約期間  <u>平成27年12月1日～平成37年11月30日(10年間)</u>  (3) 経営会議の設置  <u>県(企業庁、企画県民部)、加西市、運営事業者で構成する「青野運動公苑経営会議」を設置し、経営方針、事業計画、地域振興方策等の重要事項を協議・決定</u>  (4) 県(企業庁)への事業者からの納付金額(10年間総額)  <u>基本納付金：350百万円</u>  <u>収入実績連動納付金：毎年度の目標収入額を超えた額の2分の1</u></p> <p>2 信託事業の検証  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年11月末に契約期間が満了した信託事業については、信託銀行の善管注意義務の観点から運営方法の検証を行い、運営上の責任の有無について慎重に検討する。</li> </ul> </p>

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(4) 公営企業 ア．企業庁 (P123～126)</p>	<p>[ 改革の基本方向 ]                      地域整備事業は、平成 30 年度末分譲進捗率約 90% を目指し、現在、開発している地域での分譲推進等を優先する。<u>新しい地域での開発は抑制する。</u>                      また、<u>現在、事業進度を調整している用地について、その利活用を総合的に検討する。</u></p> <p>水道用水供給事業は、適正な料金の設定を行うとともに、安全・安心な水を供給し、工業用水道事業は、安定的な給水を確保し、経営の健全性を維持する。</p> <p>2 企業庁経営の基本方針                      新たな「企業庁経営ビジョン」のもとで、社会経済情勢、国の政策動向などを踏まえて、公営企業として限られた資源の選択と集中を図る。                      具体的行動計画である「企業庁総合経営計画」に基づき、健全経営を確保するとともに、県民生活の向上と地域振興を図る。</p> <p>(1) 地域整備事業                      平成 30 年代前半の街の熟成（平成 30 年度末分譲進捗率約 90%）を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。                      事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。なお、その検討にあたっては、地元自治体をはじめとする関係者の理解と協力を得て進める。  <u>新しい地域での開発は抑制する。</u></p> <p>(2) 水道用水供給事業                      （略）</p> <p>(3) 工業用水道事業                      （略）</p> <p>3 地域整備事業</p> <p>(1) 既開発地区の分譲推進                      各地区の特性、優位性を活かした企業立地や宅地分譲を推進し、平成 30 年度末に約 90% の分譲率をめざす。                      また、工場立地件数、新築住宅戸数等の経済状況の動向を的確に捉えて機動的な分譲を推進する。                      産業用地については、関西圏の大消費地に近く、東西への交通アクセスに優れているなど本県の企業立地における優位性をはじめ、各地域の特性、利点を捉えた立地促進を図る。                      住宅用地については、地域の特性を活かした環境や品質に優れた用地の販売促進策を、地価動向を踏まえ検討する。                      業務用地については、各地区の機能を強化するための施設誘致を行う。</p> <p>(2) 事業進捗調整地                      播磨科学公園都市及びひょうご情報公園都市の中で、未だ土地造成を行っていない、いわゆる進捗調整地などについては、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。                      その検討にあたっては、地元自治体等の理解と協力を得て進める。</p> <p>(3) 新規開発の抑制  <u>今後の人口減少、経済情勢等を踏まえて、新しい地域での開発は抑制する。</u></p>	<p>[ 改革の基本方向 ]                      地域整備事業は、平成 30 年度末分譲進捗率約 90% を目指し、現在、開発している地域での分譲推進等を優先する。                      事業進度を調整している用地について、その利活用を総合的に検討する。  <u>地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。</u></p> <p>（同左）</p> <p>2 企業庁経営の基本方針                      （同左）</p> <p>(1) 地域整備事業                      平成 30 年代前半の街の熟成（平成 30 年度末分譲進捗率約 90%）を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。                      事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。なお、その検討にあたっては、地元自治体をはじめとする関係者の理解と協力を得て進める。  <u>地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。</u></p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>3 地域整備事業</p> <p>(1) 既開発地区の分譲推進                      （同左）</p> <p>(2) 事業進捗調整地                      （同左）</p> <p>(3) 新規開発  <u>地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。</u></p>

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P123～126)</p>	<p>(4) 各地区での取組 地区ごとの付加価値・魅力を高め、競争力のある分譲戦略を構築する。 潮芦屋 (略) 神戸三田国際公園都市 (略) 播磨科学公園都市 (略) ひょうご情報公園都市 (略) 津名地区(志筑・生穂・佐野) (略)</p> <p>7 新規事業 県民ニーズの高い健康、環境、観光などの分野について、採算性を踏まえ、公営企業としての中長期的な取り組みを検討する。</p>	<p>(4) 各地区での取組 地区ごとの付加価値・魅力を高め、競争力のある分譲戦略を構築する。 ～ (同左)</p> <p><u>小野市市場地区</u> <u>企業立地の促進や雇用の確保など地域創生に取り組むため、県内の産業団地の状況も踏まえ、企業庁と小野市が共同で新たな産業団地を整備する。</u> ・対象地域 : 小野市市場地区(約40ha) ・事業期間 : 平成28～33年度(予定) ・企業庁と小野市の主な役割分担 ・企業庁 : 産業団地の造成及び分譲、産業団地整備に係る総合調整 ・小野市 : 道路、上下水道、公園等のインフラ整備、地元との協議調整への積極的な協力</p> <p>7 青野運動公苑 (1) 運営方針 ・ <u>青野運動公苑が、県民のスポーツ・レクリエーションの場として、身近にリゾートを感じ、地域に貢献する施設となるため、運営事業者の「専門性」と企業庁の「機動性」を発揮し、運営する。</u> (2) 運営方法 ・ <u>県(企業庁、企画県民部) 加西市、運営事業者で構成する「青野運動公苑経営会議」を設置し、経営方針、事業計画、地域振興方策等の重要事項を協議、決定する。</u> ・ <u>運営期間中の事業者からの納付金については、運営のために支出した額を除いた残額を企業庁において適切に管理し、期間終了時に、一般会計に納付する。</u> ・ <u>なお、運営期間中に大規模な改修や災害復旧等が生じた場合は、知事部局とともに対応する。</u> <u>[契約の相手方]ニホンターフメンテナンス株式会社</u> <u>[契約期間]平成27年12月1日～平成37年11月30日(10年間)</u> <u>[事業者からの納付金]</u> <u>基本納付金:350百万円(10年間総額)</u> <u>収入実績連動納付金:毎年度の目標収入額を超えた額の2分の1</u> <u>[企業庁運営費]150百万円(10年間総額)</u> <u>[一般会計納付金]200百万円(10年間総額)</u> (3) 運営戦略 <u>身近にリゾートを感じられる公苑</u> ・ <u>クオリティ高いコース管理による上質なゴルフコースの提供</u> ・ <u>高齢者や女性にも優しいカートのコース内乗入れ等によるサービスの向上</u> ・ <u>天然芝コースのグラウンドゴルフ場の整備や魅力あるゴルフコンペ・イベントの開催等による身近なリゾートの場の提供</u> <u>地域に貢献する公苑</u> ・ <u>地元農産品など県物産の販売所設置や県民の健康増進に資する教室の開催等による地域の振興・活性化への貢献</u></p> <p>8 新規事業 (同左)</p>

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																								
<p>(6) 公社等 (総括) (p152)</p>	<p>(2) 給与の見直し 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、現行の抑制措置を基本とした検討を行う。</p> <p>ア 理事長等の常勤役員 給料については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮 防災監と同様に減額措置の縮小を図る。 給料月額： <u>7%</u> <u>6.6%</u> 地域手当： <u>8%</u> <u>8.5%</u> 期末手当： <u>25%</u> <u>20%</u> (役職に応じた加算の減額： <u>1/2</u> <u>2/5</u>、減額率： 3%)</p> <p>[標準給料月額] (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="448 722 1288 978"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>500,000</td> <td><u>450,000</u></td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>450,000</td> <td><u>391,000</u></td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>400,000</td> <td><u>357,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況 (年収額ベース) (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="448 1073 1516 1362"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (A)</th> <th>H27年度 (B)</th> <th>(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>922</td> <td><u>786</u></td> <td><u>136</u> ( <u>15%</u> )</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>830</td> <td><u>683</u></td> <td><u>147</u> ( <u>18%</u> )</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>738</td> <td><u>624</u></td> <td><u>114</u> ( <u>15%</u> )</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を<u>15%</u>減額、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮 [標準給料月額] H19年度:240,000円 H27年度:200,000円</p>	区 分	H19年度	H27年度	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	<u>450,000</u>	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	<u>391,000</u>	中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	<u>357,000</u>	区 分	H19年度 (A)	H27年度 (B)	(B)-(A)	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	<u>786</u>	<u>136</u> ( <u>15%</u> )	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	<u>683</u>	<u>147</u> ( <u>18%</u> )	中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	<u>624</u>	<u>114</u> ( <u>15%</u> )	<p>(2) 給与の見直し 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、現行の抑制措置を基本とした検討を行う。</p> <p>ア 理事長等の常勤役員 給料については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮 特別職・管理職と同様に減額措置の縮小を図る。 給料月額： <u>6.6%</u> <u>6.2%</u> 地域手当： <u>8.5%</u> <u>8.75%</u> 期末手当： <u>20%</u> <u>15%</u> (役職に応じた加算の減額： <u>2/5</u> <u>3/10</u>、減額率： 3%)</p> <p>[標準給料月額] (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1685 722 2525 978"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>500,000</td> <td><u>453,000</u></td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>450,000</td> <td><u>394,000</u></td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>400,000</td> <td><u>359,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況 (年収額ベース) (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="1685 1073 2754 1362"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (A)</th> <th>H28年度 (B)</th> <th>(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>922</td> <td><u>803</u></td> <td><u>119</u> ( <u>13%</u> )</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>830</td> <td><u>698</u></td> <td><u>132</u> ( <u>16%</u> )</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>738</td> <td><u>636</u></td> <td><u>102</u> ( <u>14%</u> )</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を<u>9%</u>減額、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮 [標準給料月額] H19年度:240,000円 H28年度:215,000円</p>	区 分	H19年度	H28年度	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	<u>453,000</u>	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	<u>394,000</u>	中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	<u>359,000</u>	区 分	H19年度 (A)	H28年度 (B)	(B)-(A)	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	<u>803</u>	<u>119</u> ( <u>13%</u> )	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	<u>698</u>	<u>132</u> ( <u>16%</u> )	中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	<u>636</u>	<u>102</u> ( <u>14%</u> )
区 分	H19年度	H27年度																																																								
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	<u>450,000</u>																																																								
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	<u>391,000</u>																																																								
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	<u>357,000</u>																																																								
区 分	H19年度 (A)	H27年度 (B)	(B)-(A)																																																							
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	<u>786</u>	<u>136</u> ( <u>15%</u> )																																																							
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	<u>683</u>	<u>147</u> ( <u>18%</u> )																																																							
中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	<u>624</u>	<u>114</u> ( <u>15%</u> )																																																							
区 分	H19年度	H28年度																																																								
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	<u>453,000</u>																																																								
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	<u>394,000</u>																																																								
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	<u>359,000</u>																																																								
区 分	H19年度 (A)	H28年度 (B)	(B)-(A)																																																							
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	<u>803</u>	<u>119</u> ( <u>13%</u> )																																																							
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	<u>698</u>	<u>132</u> ( <u>16%</u> )																																																							
中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	<u>636</u>	<u>102</u> ( <u>14%</u> )																																																							

第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																				
<p>(6) 公社等 (いきがい創造協会) (p156) (p160)</p>	<p>2 主な改革内容 (2) 事業の見直し</p> <p>(公財)兵庫県いきがい創造協会                      ・各高齢者大学において地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容等を充実                      ・阪神シニアカレッジについて、神戸・阪神地域の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4箇所分散している学習室の集約を検討                      ・指定管理施設(文教府、文化会館等)の一層の活性化に向け、地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行</p> <p>3 各団体の取組内容</p> <table border="1" data-bbox="424 760 1605 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 760 587 806">団体名</th> <th data-bbox="587 760 1605 806">取 組 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 806 587 982">(公財)兵庫県いきがい創造協会</td> <td data-bbox="587 806 1605 982">(生涯学習の全県的支援機能の強化) 生涯学習に係る調査研究やネットワーク機能、ふるさとひょうご創生塾事務局を協会本部へ集約することにより、生涯学習の全県的支援機能を強化し、協会本部が有する企画調整機能も生かしながら、先導的な講座の実施、共同研究や共同事業を推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 982 587 1159"></td> <td data-bbox="587 982 1605 1159">(高齢者大学の講座内容等の充実) 趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確化するため、各高齢者大学においてグループ・団体運営や地域づくりの企画力向上に係る講座、フィールド学習の拡充など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容・学習手法を充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1159 587 1272"></td> <td data-bbox="587 1159 1605 1272">(阪神シニアカレッジの見直し) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、<u>運営の効率化のため学科ごとに4箇所に分散している学習室の集約を検討</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1272 587 1415"></td> <td data-bbox="587 1272 1605 1415">(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	取 組 内 容	(公財)兵庫県いきがい創造協会	(生涯学習の全県的支援機能の強化) 生涯学習に係る調査研究やネットワーク機能、ふるさとひょうご創生塾事務局を協会本部へ集約することにより、生涯学習の全県的支援機能を強化し、協会本部が有する企画調整機能も生かしながら、先導的な講座の実施、共同研究や共同事業を推進		(高齢者大学の講座内容等の充実) 趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確化するため、各高齢者大学においてグループ・団体運営や地域づくりの企画力向上に係る講座、フィールド学習の拡充など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容・学習手法を充実		(阪神シニアカレッジの見直し) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、 <u>運営の効率化のため学科ごとに4箇所に分散している学習室の集約を検討</u>		(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行	<p>2 主な改革内容 (2) 事業の見直し</p> <p>(公財)兵庫県生きがい創造協会                      ・(同左)                      ・阪神シニアカレッジについて、神戸・阪神地域の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、<u>4箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進</u>                      ・(同左)                      ・<u>文化会館等において、ふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた販わい創出につながる事業を実施</u></p> <p>3 各団体の取組内容</p> <table border="1" data-bbox="1662 760 2843 1478"> <thead> <tr> <th data-bbox="1662 760 1825 806">団体名</th> <th data-bbox="1825 760 2843 806">取 組 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1662 806 1825 982">(公財)兵庫県生きがい創造協会</td> <td data-bbox="1825 806 2843 982">(生涯学習の全県的支援機能の強化)  (同左)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1662 982 1825 1159"></td> <td data-bbox="1825 982 2843 1159">(高齢者大学の講座内容等の充実)  (同左)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1662 1159 1825 1272"></td> <td data-bbox="1825 1159 2843 1272">(阪神シニアカレッジの機能向上) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、<u>4箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1662 1272 1825 1478"></td> <td data-bbox="1825 1272 2843 1478">(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行 文化会館等において、<u>県民局のふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた販わい創出につながる事業を実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	団体名	取 組 内 容	(公財)兵庫県生きがい創造協会	(生涯学習の全県的支援機能の強化)  (同左)		(高齢者大学の講座内容等の充実)  (同左)		(阪神シニアカレッジの機能向上) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、 <u>4箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進</u>		(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行 文化会館等において、 <u>県民局のふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた販わい創出につながる事業を実施</u>
団体名	取 組 内 容																					
(公財)兵庫県いきがい創造協会	(生涯学習の全県的支援機能の強化) 生涯学習に係る調査研究やネットワーク機能、ふるさとひょうご創生塾事務局を協会本部へ集約することにより、生涯学習の全県的支援機能を強化し、協会本部が有する企画調整機能も生かしながら、先導的な講座の実施、共同研究や共同事業を推進																					
	(高齢者大学の講座内容等の充実) 趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確化するため、各高齢者大学においてグループ・団体運営や地域づくりの企画力向上に係る講座、フィールド学習の拡充など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容・学習手法を充実																					
	(阪神シニアカレッジの見直し) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、 <u>運営の効率化のため学科ごとに4箇所に分散している学習室の集約を検討</u>																					
	(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行																					
団体名	取 組 内 容																					
(公財)兵庫県生きがい創造協会	(生涯学習の全県的支援機能の強化)  (同左)																					
	(高齢者大学の講座内容等の充実)  (同左)																					
	(阪神シニアカレッジの機能向上) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、 <u>4箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進</u>																					
	(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行 文化会館等において、 <u>県民局のふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた販わい創出につながる事業を実施</u>																					



第3次行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(7) 自主財源の確保 イ．課税自主権の活用 (P168 - P169)</p>	<p>2 法人事業税超過課税  <u>本県経済の発展に向け、次世代を担う成長分野での産業育成や、世界に通用するオンライン企業の創出、少子高齢・人口減少社会の地域を支える産業の振興など、新たな経済・雇用活性化プランの策定内容にあわせ、充当事業の内容を精査のうえ、検討する。</u></p> <p>3 県民緑税  <u>緊急防災林整備、里山防災林整備、混交林整備、野生動物育成林整備及び住民参画型森林整備の計画的な推進を図る「災害に強い森づくり事業」や、都市地域等における環境改善や防災性の向上を図る「県民まちなみ緑化事業」について、第2期事業の効果を検証し、充当事業の内容を精査のうえ、税率のあり方を含め検討する。</u></p>	<p>2 法人事業税超過課税  <u>「ひょうご経済・雇用活性化プラン」(平成26～30年度)に基づく将来を見据えた革新的な施策や持続的な経済活動を支える安全基盤整備を推進するため、引き続き、法人事業税超過課税を実施する。</u></p> <p><u>[第9期分超過課税の内容]</u>  <u>(1) 対 象：資本金(又は出資金)の額が1億円超、または、所得金額が年7,000万円(収入金額課税法人は収入金額が5.6億円)超の法人</u>  <u>(2) 超過税率：標準税率の1.05倍</u>  <u>(3) 適用期間：平成28年3月12日から平成33年3月11日までの間に終了する各事業年度分</u>  <u>(4) 税収見込：約400億円(5年間)</u>  <u>(5) 使 途</u>  <u>ものづくり産業とサービス産業のバランスのとれた「産業力」の強化</u>  <u>県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化</u>  <u>兵庫のネットワークを生かした「国際力」の強化</u>  <u>産業立地基盤整備・防災力強化の推進</u></p> <p>3 県民緑税  <u>平成26年8月豪雨災害による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応しつつ、災害に強い森づくりや都市の緑化を一層推進するため、引き続き、県民緑税を実施する。</u></p> <p><u>[第3期分超過課税の内容]</u>  <u>(1) 対 象</u>  <u>個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人</u>  <u>法人：県内に事務所、事務所又は寮等を有する法人等</u>  <u>(2) 超過税率：</u>  <u>個人：800円(個人県民税均等割の標準税率1,000円に上乘せ)</u>  <u>法人：標準税率の均等割額の10%相当額</u>  <u>(3) 適用期間：</u>  <u>個人：平成28～32年度分</u>  <u>法人：平成28年4月1日～平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度分</u>  <u>(4) 税収見込：約120億円(5年間)</u>  <u>(5) 使 途</u>  <u>災害に強い森づくり</u>  <u>緊急防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備、野生動物共生林整備、住民参画型森林整備、都市山防災林整備</u>  <u>県民まちなみ緑化事業</u>  <u>一般緑化、校園庭・ひろばの芝生化、駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、大規模都心緑化</u></p>